

1964年度宜野湾市議会定例会々議録

1. 1964年4月27日第15回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	天久	豊太郎	黒番	稻嶺	眞	正	原	8番	石川	英	正	
3番	天	久	豊	太	郎	黒	稻	嶺	眞	石	川	英
9番	安	里	安	里	明	10番	又	村	喜	永	富	繁昌
12番	大	川	川	昇	14番	伸	村	喜	永	城	城	昌助
16番	宮	里	里	敏	17番	伸	村	貞	寿	申	里	幸
19番	武	島	島	行	20番	伸	村	盛	光	古	渡	政郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番	天	久	豪	太	郎	2番	比嘉	定	亮	4番	安次富	盛	信
5"	石	川	真	大	6"	伸	村	春	果	13番	伊佐	真	得

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席した者は次の通りである。

市長 伸 村 春 豪 総務課長 松 川 正 義 水道課長 國 吉 真 義

7. 議会事務局の出席者

局長 富城光雄 書記 黒畠謙一 島袋真由

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1,	会期の決定について
日程第2,	議事係署名議員の報名について
日程第3,	決議案第4号、國復帰に関する要請決議について
日程第4,	決議案第5号、水道施設工事早期実現に関する要請決議について
日程第5,	決議案第6号、電話開設早期実現に関する要請決議について
日程第6,	議案第16号、水道施設の売買契約について
日程第7,	議案第17号、1964年度宜野湾市上水道轉賄会計 才入才出追加更正予算について

9. 会議の終末

1964年度宣野湾市議会定例会々議録

1. 1964年4月27日第15回宣野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席

3番	天久豪太郎	議長	稻嶺正康	8番	石田英正
9番	安里安明	10番	又吉弘	11番	石川繁昌
12番	大川昇	14番	村喜永	15番	宮城助
16番	官里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	申幸
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	4番	安次富盛信
5"	石川真六	6"	仲村春果	13番	伊佐真得

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61年の規定により、説明のため出席した者は次の通りである。

市長 仲村春勝 総務課長 松川正義 水道課長 國吉真義

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 黒星義 島袋真由

8. 議事日程は次の通りである。

- |       |                                             |
|-------|---------------------------------------------|
| 日程第1, | 会期の決定について                                   |
| 日程第2, | 議事係署名議員の指名について                              |
| 日程第3, | 決議案第4号。國復帰に関する要請決議について                      |
| 日程第4, | 決議案第5号。水道施設工事早期実現に関する要請決議について               |
| 日程第5, | 決議案第6号。電話開設早期実現に関する要請決議について                 |
| 日程第6, | 議案第16号。水道施設の売買契約について                        |
| 日程第7, | 議案第17号。1964年度宣野湾市上水道特別会計<br>才入才出追加更正予算について。 |

9. 会議の眞末

議長～出席議員 12 名であります。町村自治法第 53 条の規定によつて議会は成立致しますので只今より第 15 回臨時会をこれより開会いたします。(午前 10 時 20 分)

議長～日程に従いまして先ず最初に諸般の報告から行います。局長をして報告せしめます。

7 番、意見聴、14 番の出席登報告致します。

局長～市町村議会議員研修会が来たる 5 月 11 日と 12 日の 2 日間にわたりてコザ農業センターで午前 9 時から開催されることになつて居ります。研修の参加範囲は、中都東町村議会議員同議会事務局職員となつております。携行品としまして市町村法令集、議員必携、筆記具、市町村制規範、市町村交付税制度解説、固定資産評価基準(土地、家屋)その関係参考書(地方課発行)となつて居ります。それから実例提出が各市町村 1 題となつて居りますが、これは議会運営上における実例について提出してもらいたいとなつて居ります。それから沖縄精神導見育成会の方から施設建設事業の経過報告書が参つて居ります。その内容は沖縄県議会へ陳情申であつたが 38 年度お年玉つき郵便はがき寄付金からの配分金 3000 万円( \$ 83,333,33 )と云う金が寄付されて居りますので、それによつて南原村の官平に建設が決定されている様であります。その施設建設費は全額日本から寄附されることになつて居りますけれども、敷地購入費それから整地代及びそれに附帯するところの工事費などそう云つたものが現在の所資金がないと云うことでその申請地購入費の方は政府へお願いする予定になつてゐる様であります。それから整地代と附帯工事費につきましては各市町村の人口 1 人宛 3 セントの負担金を予算に計上する様お願いしてそれにあつては云ふうな報告が参つて居ります。次は去つた議会におきまして決議されました所の賛和前補償要請の決議文送付についてであります。これは賛和前補償促進期成会にポンヤクをお願いして去つた 4 月 20 日米國の各関係閣僚に対して送付してありますので御了承願ひます。それから御案内が参つて居ります。これは那覇の高倉にありまことの京都府沖縄慰安塔建設奉賛会の方から案内が参つておりますので朗読したいと思つて居ります。

議長～暫く休憩致します。(午前 10 時 22 分)

”～再開致します。(午後 3 時 15 分)

議長～日程第 1 会期の決算につきましては休憩中に串合わせました様に 27 曆の 1 日に決定することに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)  
御異議ありませんので 27 曆の 1 日と決定いたします。

議長～日程第 2 の会議録署名議員の擅名についてお諮りいたします。議長指

議長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、  
会は成立致しますので只今より第15回臨時会をこれより開会いたします。(午前10時20分)

議長～日程に従いまして先ず最初に説明の報告から行います。局長をして報告せしめます。  
7番、20番、14番の出席を報告致します。

局長～市町村議会議員研修会が来たる5月11日と12日の2日間にわたりつてコザ琉球センターで午前9時から開催されることになつて居ります。研修の参加範囲は、中都市町村議会議員同議会事務局職員となつております。携行品としまして市町村法令集、議員必携、筆記具、市町村例規集、市町村交付税制度解説、固定資産評価基準(土地、家屋)その関係参考書(地方課発行)となつて居ります。それから実例提出が各市町村1題となつて居りますが、これは議会運営上における実例について提出してもらいたいとなつて居ります。それから沖縄精神薄弱児育成会の方から施設建設事業の経過報告書が参つて居ります。その内容は、兩援助会へ陳情中であつたが38年度お年玉つき郵便はがき寄付金からの配分金3000万円(\$83,333,33)と云う金が寄付されて居りますので、それによつて兩原村の官平に建設が決定されている様であります。その施設建設費は全額日本から寄附されることになつて居りますけれども、敷地購入費それから整地代及びそれに附帯するところの工事費などそう云つたものが現在の所資金がないと云うこととその中敷地購入費の方は琉球政府へお願いする予定になつている様であります。それから整地代と附帯工事費につきましては各市町村の人口1人宛3セントの負担金を予算に計上する様お願いしてそれにあてがうんだと云うふうな報告が参つて居ります。次は去つた議会におきまして決議されました所の購和前補償要請の決議文送付についてでありますが、これは講和前補償促進期成会に東シナ海をお願いしまして去つた4月20日米國の各関係に對して送付しておりますので御了承願います。それから御案内が参つて居ります。これは那覇の高台にあります所の京都府沖縄建設委員会の方から案内が参つておりますので朗読したいと思つて居ります。

議長～暫く休憩致します。(午前10時22分)  
～再開致します。(午後3時15分)

議長～日程第1会期の決定につきましては休憩中に申合わせました様に27日の1日に決定することに御異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)  
御異議ありませんので27日の1日と決定いたします。

議長～日程第2の会議録署名議員の指名についてお詰りいたします。議長指

見てよろしゆうござりますか。（異議なしと呼ぶ）

御異議がございませんので議長が指名いたします。7番と15番に会  
談録の署名議員をお願い致します。

議長～日程第4の決議案1号水道工事施設早期実現に関する要請決議についてを上程いたします、事務局長をして朗読せしめます。

議長～提出者の趣旨説明を求めます。

議長～2回目、19番お読みください。  
19番～今ので要請決議文の中に多少もれた所がありますので摘要をお願い致します。最初の段落ですが、ある段落を抜本的に解決すべく水道公社において書き入れる、よろしゆうござりますか。後は本文の通りでございます。一応例年カンバラが続いているとして現在既に水道施設をやられている地域は別段水と云う問題に対する不自由感感じていないのであります。けれども1号線地域が去つたカンバラの場合消防車によつて排水を行なつたと、それが又々今年の場合もそう云つたカンバラが予想され我々として非常に頭を痛めている訳でございます。でありますので本市の場合すべからく該地域に対する水道施設もやろうと云つた場合計画も差し上げましたけれども水道公社の方で全島の水道施設を全面的にやると云う計画がございましたので、一応それを待つものとして去つた議会に取り下げた訳でございますけれども水道公社の計画が一応もう1年後となつております。ですからその計画自体がより速かに実施して頂くようにならむと議論から工事の早期実現方に關する要請決議をしたいと思いまして提出した訳でございます。以上でございます

議長～本要請決議案に対する質疑を求めます。

16番～質疑討論を省略する動議を提出いたします。  
(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今16番議員から本議に対する質疑討論を省略して速決に移してもいかないとの動議が提出されました所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。質疑討論を省略することに御異議ございませんか。（異議なしと呼ぶ）  
御異議がございませんので質疑討論を省略し速決に移ります。

議長～暫く休憩をとります。（午後3時32分）  
～再開致します。（午後3時35分）

議長～質疑通り要請することに御異議ありませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので全会一致で要請することに決定いたします。

議長～次は日程第5決議案第6号電話調査早期実現に關する要請決議につい

名してよろしゆうござりますか。（異議なしと呼ぶ）  
御異議がございませんので議長が指名いたします。7番と15番に会  
議録の署名議員をお願い致します。

議長～日程第4の決議案5号水道工事施設早期実現に関する要請決議についてを上程いたします。事務局長をして朗読せしめます。

”～提出者の趣旨説明を求めます。

19番～今後の要請決議文の中に多少もれた所がありますので底足をお願い致します。  
6段目ですね、かかる状を根本的に解決すべく水道公社において書き入れる、よろしゆうござりますか。後は本文の通りでございます。  
一応例年カンパツが統きまして現在既に水道施設をやられている地域は別段水と云う問題に対してもう不自由は感じていないのであります。けれども5号線地域が去つたカンパツの場合消防車によつて給水を行なつたと、それが又々今年の場合もそう云つたカンパツが予想され我々として非常に頭を痛めている訳でございます。でありますので本市の場合すべからく該地域に対する水道施設もやろうと云つた様な計画もございましたけれども水道公社の方で全島の水道施設を全面的にやると云う計画がございましたので、一応それを待つものとして去つた議会に取り下げた訳でございますけれども水道公社の計画が一応65年度となつております。ですからその計画自体がより速かに実施して頂くようにならぬか工事の早期実現方に關する要請決議をしたいと思いまして提出した訳でございます。以上でございます

議長～本要請決議案に対する質疑を求めます。

16番～質疑討論を省略する動議を提出いたします。  
(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今16番議員から本案に対する質疑討論を省略して表決に移してもらい度いとの動議が提出されました。が所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。質疑討論を省略することに御異議ございませんか。（異議なしと呼ぶ）  
御異議がございませんので質疑討論を省略し表決に移ります。

議長～暫く休憩致します。（午後3時32分）  
”～再開致します。（午後3時35分）

議長～原案通り要請することに御異議ありませんか。  
(異議なしと呼ぶ)  
議長～御異議ございませんので全会一致で要請することに決定いたします。  
議長～次は日程第5決議案第6号電話開設早期実現に関する要請決議につい

てを上程いたします。局長をして朗読せしめます。  
提案者の趣旨説明を願います。

1.6番～要請文にもござります様に当市は現在発展途上の最中にあります。特に電話は産業経済のパロメータでありまして、用事を省くとか時間を算約するとかと云ふうなことで経済の進度はそう云つた利便によつて進められるんだと云つても過言ではない。特に本市の如きはその電話のつぎ目と申しましようか。4・5ヶ所のいわゆる分岐点が設けられて居りますと申しますのは、1つは大山の方に、3ヶ所の圓線、それから伊佐の方に2ヶ所の圓線それから大謝名に2ヶ所の圓線と云ふうになつて居りますが、その中で特に普天間の地域、それから5号線に沿うた地域は現在その圓線は皆無であります。尚特に普天間の周辺におきましては、現在の申込みが300件以上になつて居ります。尚その他の地域特に5号線から真栄原の一帯におきまして100件とそのプリントにあります様に現在の申込みだけでも400件を上回ると云う様な状態であります。この電話設置要する今員まで1ヶ年間去年の1月に申込まれたのが未だに為されないと云ふうな結果になつている様であります。かかる現状から致しまして文明の利便とも云うべき電話が設置されないと云うことは、極度に都市発展が阻害されると云つても過言ではない。そう云う観点からいたしまして早急に必ず1日も早く我が宣野市特に普天間の周辺或いは5号線沿いにおける電話設置が1日も早く促進される様にと云う趣旨であります。尚付加えて申しますと過去2・3ヶ月来市におきましても末端組織であります所のいわゆる部落、いわゆる行政区域の公民かんに電話を設置するなどと云うことで色々経費も予算も計上いたしましたが電々公社の圓線の都合で予算も流れたと云ふうな現状でありますのでよろしく皆様方御審議の上全会一致でこの要請を決議されまして、これが促進される様に提出者といたしまして御要望申上げまして趣旨の説明と致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

1.6番～質疑討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議長～只今1.6番議員より質疑討論を省略し度いと動議が提出されました。所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。質疑討論を省略することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

御異議がございませんので質疑討論に討論を省略し委決に移ります。先もこれでよろしゅうござりますか？

議長～議案第6号電話圓線早期実現に関する要請決議については原案通り要

てを上程いたします。局長をして朗読せしめます。  
提案者の趣旨説明を願います。

18番～要請文にもござります様に当市は現在発展途上の最中にあります。特に電話は産業経済のバロメータでありまして、用事を省くとか時間を節約するとかと云ふうなことで経済の進度はそう云つた利器によつて進められるんだと云つても過言ではない。特に本市の如きはその電話のつぎ目と申しましようか、4・5ヶ所のいわゆる分一点が設けられて居りますと申しますのは、1つは大山の方に、3ヶ所の圓線、それから伊佐の方に2ヶ所の圓線それから大瀬名に2ヶ所の圓線と云ふうになつて居りますが、その中で特に普天間の地域、それから5号線に沿うた地域は現在その圓線は皆無であります。尚特に普天間の周辺におきましては、現在の申込みが300件以上になつて居ります。尚その他の地域特に5号線から真栄原の一帯におきまして100件とそのプリントにあります様に現在の申込みだけでも400件を上回ると云う様な状態であります。この電話設置要する今まで1ヶ年間去年の1月に申込まれたのが未だに為されないと云ふうな結果になつてゐる様であります。かかる現状から致しまして文明の利器とも云うべき電話が設置されないと云うことは、極度に都市発展が善されると云つても過言ではない。そう云う観点からいたしまして早急に本1日も早く我が宜野湾市特に普天間の周辺或いは5号線沿いにおける電話設置が1日も早く促進される様にと云う趣旨であります。尚付加えて申しますと過去2・3ヶ年來市におきましても末端組織であります所のいわゆる部落、いわゆる行政区域の公民かんに電話を設置するんだと云うことで色々経費も予算も計上いたしましたが電々公社の圓線の都合で予算も流れたと云ふうな現状でありますのでよろしく皆様方御動議の上全会一致でこの要請を決議されまして、これが促進される様に提出者といたしまして御要望申上げまして趣旨の説明と致します。

議長～本案に対する質疑を求める。

16番～質疑討論省略の動議を提出いたします。  
(賛成と呼ぶ)

議長～只今16番議員より質疑討論を省略し度いと動議が提出されましたが所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。質疑討論を省略することに御異議ございませんか？  
(異議なしと呼ぶ)

御異議がございませんので質議並に討論を省略し審決に移ります。宛先もこれでよろしゅうございますか？

議長～議案第6号電話開設早期実現に関する要請決議については原案通り要

請することに御異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)

御異議ございませんので全会一致で原案通り要請することに決定いたします。

議長～暫く休憩致します。(午後3時44分)

”～再開致します。(午後3時45分)

議長～議案第17号1964年度上水道特別会計追加更正予算案を上掲いたします。事務局長をして朗読せしめます。

局長～議案第17号宜野湾市上水道特別会計追加更正予算案、額逕※※※※訂正事項がございますので御訂正をお願い致します。才入の1月の1商ラに訂正願います。その他については審通りであります。

議長～暫く休憩致します。(午後3時46分)

”～再開いたします。(午後3時47分)

議長～質疑を開きます。今、少しお待ちください。お尋ねの方は、別に発言もないようありますので質疑討論を省略することに御異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので質疑討論を省略し表決に移ります。議案第17号1964年度宜野湾市上水道特別会計追加更正予算案原案に御異議ありませんか(異議なし)。御異議ありませんので原案通り承認決定いたします。

議長～次は日程第6の議案第16号水道施設の売買契約についてを上掲いたします。事務局長をして朗読せしめます。

局長～朗読に先だちまして訂正をお願い致します。標題になつてある水道施設の売買でありますが、売ると買うが反対になつて居りますので御訂正願います。

議長～本議に対する質疑を求めて。

議長～既に予算案も認められておりますので質疑を打切ることに御異議ございませんか、(異議なしと呼ぶ)

御異議がございませんので質疑を打切り討論に移ります。

議長～御意見がない様でありますので討論を打切ることに御異議ございませんか、(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がない様でありますので討論を打切り表決に移ります。

請することに御異議ありませんか。（異議なしと呼ぶ）  
御異議ございませんので全会一致で原案通り要請することに決定いたします。

議長～暫く休憩致します。（午後3時44分）  
”～再開致します。（午後3時45分）

議長～議案第17号1964年度上水道特別会計追加更正予算案を上提いたします。事務局長をして朗読せしめます。

局長～議案第17号宜野湾市上水道特別会計追加更正予算案、訂正事項がございますので御訂正をお願い致します。才入の1目の1をうに訂正願います。その他については案通りであります。

議長～暫く休憩致します。（午後3時46分）  
”～再開いたします。（午後3時47分）

議長～質疑を願います。  
別に発言もないようではありますので質疑討論を省略することに御異議ありませんか。（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ございませんので質疑討論を省略し表決に移ります。議案第17号1964年度宜野湾市上水道特別会計追加更正予算案原案に御異議ありませんか（異議なし）  
御異議ありませんので原案通り決定いたします。

議長～次は日程第6の議案第16号水道施設の売買契約についてを上提いたします。事務局長をして朗読せしめます。

局長～朗読に先立ちまして訂正をお願い致します。標題になっている水道施設の売買ですが、売ると買うが反対になつて居りますので御訂正願います。

議長～本案に対する質疑を求める。

議長～既に予算案も認められておりますので質疑を打切ることに御異議ございませんか。（異議なしと呼ぶ）  
御異議がございませんので質疑を切り討論に移ります。

議長～御意見がない様でありますが討論を打切ることに御異議ございませんか。（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がない様でありますので討論を切り表決に移ります。

議長～該案第1号水道施設の売買契約についてを要請に付します。原案通り認めることに御異議ございませんか？（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので原案通り可決々定致します。

議長～貴程の第4号祖國復帰に関する要請決議を上呈いたします。事務局長をして朗読せしめます。（朗説）

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

○番～祖國復帰に関する要請はお手許にあります要請文に詳しくあつたが今貴の大統によりまして我々神羅住民が米國の行政、下におかれ日本から分離されてアメリカの軍事支配下に住民は苦しい生活をしておると、こう云つたことからして我々沖縄住民と致しましては、1回も早く祖國に復帰したいと云うことは多年の宿願であります。ところが現在におきましてはアメリカと致しましては、いわゆるケネディ政策にもとづいて沖縄の復帰を~~すま~~促し復帰の際の混~~じ~~乱を少くする為に沖縄に対する経済援助~~は~~を~~まことに~~航くがぎり沖縄を保有するとこう云ふうに文くもうたわれておられます。更に又アメリカと致しましてはいわゆる植民地諸國人民に対する独立宣言の宣言とこう云つた様な宣言をして一向に祖國復帰と云う点が明らかにされていないと云う状態にあります。こう云う軍政下にしかれまして諸局神羅住民といたしましては日々の生活面におきましてもいろいろと苦しく更にアメリカと致しましてはこれに対する布令、そう云つたものによつてヨリ一層住民に対する自治権と云いましようか、こう云つた面に対するノルマ的な所が多くあるのであります。こう云つた事では一向住民といたしましては祖國にいつ帰れるか云うことになりますので我々議会におきましても特に日本政府或はアメリカ大統領その他の上院議員、国務省、下院議員と云ふうにして要請文を送つて強行に速かに一刻も早く復帰したいと云う要請の趣旨であると想します。どうぞ皆さんとの趣旨に鑑みてこの要請文を更に検討されまして全員がこれにつきましても~~は~~下さる様にお願い申上げます。

議長～本題に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。（午後4時25分）

議長～質問致します。（午後4時32分）

議長～質疑はありませんか？質疑もない様でありますので質疑を打切ることに異議ありませんか？本題の質疑を行ひましたに付随してお尋ねください。（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので質疑を打切り討論に移ります。

議長～議案第16号水道施設の売買契約についてを表決に付します。原案通り認めることに御異議ございませんか。（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので原案通り可決々定めます。

議長～日程の第3決議案第4号リ国復帰に関する要請決議を上提いたします  
事務局長をして朗読せしめます。（朗読）

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

8番～國復帰に関する要請はお手許にあります要請文に詳しく述べますが  
今次の大戦によりまして我々沖縄住民が米国の行政下におかれ日本  
から分離されてアメリカの軍事支配下に住民は苦しい生活をしておる  
と、こう云つたことからして我々沖縄住民と致しましては、一刻も早く  
國に復帰したいと云うことは多年の宿願であります。ところが現在  
におきましてはアメリカと致しましては、いわゆるケネディ政策に  
もとづいて沖縄の復帰を望し復帰の際の混々を少くする為に沖縄に  
対する経済援助にと緊密が統くかぎり沖縄を保有するところ云う  
ふうに文くもうたわれておりますが、更に又アメリカと致しましては  
いわゆる植民地諸國諸人民に対する独立許容の宣言とこう云つた様な  
宣言をして一向にリ国復帰と云う点が明らかにされていないと云う状態  
にあります。こう云う軍政下にしかれまして結局沖縄住民といたしま  
しては日々の生活面におきましてもいろいろと苦しく更にアメリカ  
と致しましてはこれに対する布令、そう云つたものによつてより一層  
住民に対する自治権と云いましようか、こう云つた面に対する圧迫的  
な所が多々あるのであります。こう云つた事では一向住民といたしま  
してはリ國にいつ帰れるか云うことになりますので我々議会におきま  
しても特に日本政府或はアメリカ大統領その他上院議員、國防省、下  
院議員と云ふうにして要請文を送つて強行に速かに一刻も早く復帰  
したいと云う要請の趣旨であります。どうぞ皆さんこの趣旨に基きま  
してこの要請文を更に検討されまして全員がこれにつきましてほさ  
れて下さる様にお願い申上げます。

議長～本案に対する質疑を求めてます。

議長～暫く休憩致します。（午後4時22分）

議長～再開致します。（午後4時31分）

議長～質疑はありませんか、質疑もない様でありますので質疑を打切ること  
に異議ありませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので質疑を打切り討論に移ります。

議長～本案に対する討論を求める事で御異議なむ場所に在り候事、上記議題の件にて御異議なむ事はござりませんか、（議長の手に持つて置く）

議長～是に意見もない様でありますので討論を打切ることに御異議ありませんか。（異議なしと呼ぶ）

御異議がありませんので討論を打切り審決に移ります。

（付託の議題のうちの「第二回定期会に付する要請決議」に付す）

議長～決議案第6号~~祖国復帰~~に関する要請決議についてを委員会に付します。

議長～原案通り要請~~出議~~することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がありませんので全会一致で要請することに決定いたしました。手に持つて置く

議長～全日程は金曜終了いたしましたので第11回定期会を閉会いたします。本会議は金曜午後1時より開会

閉会～（午後2時30分）本会議は金曜午後2時30分を以て終了し、（議長の手に持つて置く）

議長～本会議に付する議題を終了する事で御異議なむ事はござりませんか。（議長の手に持つて置く）

議長～是に意見もない様でありますので討論を打切ることに御異議ありませんか。（議長の手に持つて置く）

御異議がありませんので討論を打切り審決に移ります。

（付託の議題のうちの「第三回定期会に付する要請決議」に付す）

議長～決議案第7号~~祖国復帰~~に関する要請決議についてを委員会に付します。

議長～本会議に付する議題を終了する事で御異議なむ事はござりませんか。（議長の手に持つて置く）

議長～是に意見もない様でありますので討論を打切ることに御異議ありませんか。（議長の手に持つて置く）

御異議がありませんので討論を打切り審決に移ります。

（付託の議題のうちの「第四回定期会に付する要請決議」に付す）

議長～決議案第8号~~祖国復帰~~に関する要請決議についてを委員会に付します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～別に意見もない様でありますので討論を打切ることに御異議ありませんか、（異議なしと呼ぶ）

御異議がありませんので討論を打切り表決に移ります。

議長～決議案第6号リ國復帰に関する要請決議についてを表決に付します。

議長～原案通り要請決議することに御異議ありませんか。  
（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ありませんので全会一致で要請することに決定いたします。  
（手）

議長～全日程は全部終了いたしましたので第15回宜野湾市臨時会を閉開いたします。長時間にわたり慎重に御審議下さいまして有難うございました。

閉会～（午後4時03分）

上記会議録の次第は書記の記載したものであるがその内容の正確であることを  
証するため、ここに署名する。

1964年 6月20日

宣野市議会議長

議事録署名議員 沢城寅治

議事録署名議員 船底千景